

議案第20号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第12条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第20条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以降継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以降継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)」を削り、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,350円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第20条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第5項中「第20条」を「第20条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置の創設に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。